

（接地部及び接地圧）

第165条 自動車の走行装置の接地部及び接地圧に関し、保安基準第7条の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 接地部は、道路を破損するおそれのないものであること。
- 二 ゴム履帯又は平滑履帯を装着したカタピラを有する自動車は、前号の基準に適合するものとする。
- 三 空気入りゴムタイヤ又は接地部の厚さ25mm以上の固形ゴムタイヤについては、その接地圧は、タイヤの接地部の幅1cmあたり200kgを超えないこと。この場合において、「タイヤの接地部の幅」とは、実際に地面と接している部分の最大幅をいう。
- 四 カタピラについては、その接地圧は、カタピラの接地面積1cm²あたり3kgを超えないこと。この場合において、カタピラの接地面積は、見かけ接地面積とし、次式により算出した値（単位はcm²とし、整数位とする。）とする。

（算式）

$$A = a \cdot b$$

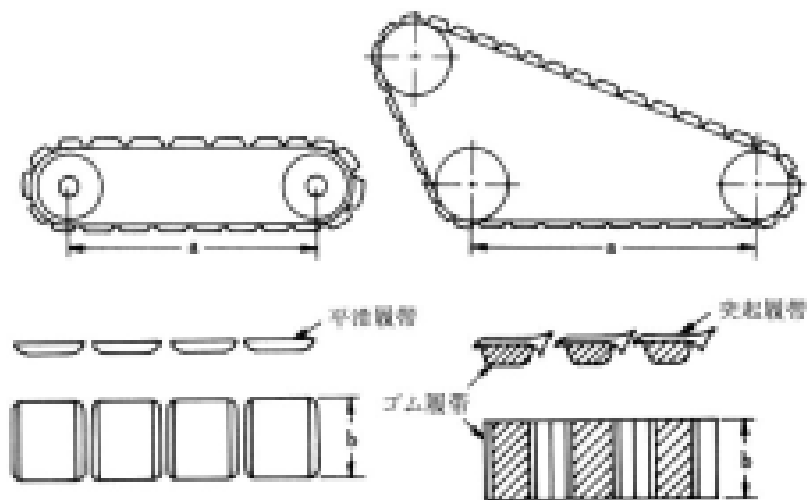
ただし

A：見かけの接地面積

a：履帯の接地長

b：履帯の接地幅

（参考図）



- 五 前2号の接地部及びそり以外の接地部については、その接地圧は、接地部の幅1cm当たり100kgを超えないこと。
- 六 牽引自動車にあつては、被牽引自動車を連結した状態においても、前3号の基準に適合すること。